

| | |
|---------|-------|
| ※ 受理年月日 | 年 月 日 |
| ※ 受理番号 | |
| ※ 交付年月日 | 年 月 日 |

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

| | | | |
|---------------|--------------------|-------------|----------------------------|
| 本 籍 | 〒 — 都道府県 | | |
| 申 住 所 | 電話 ()) — (自宅・携帯) | | |
| 請 (ふりがな) | 氏 名 | 性 別 | 男・女 |
| 者 | 生年月日 | 年 月 日 | 日生 |
| | 勤務先その他の連絡先 | 電 話 ()) — | 写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm) |
| 資格者証番号 | 資格者証番号 | | |
| | 交付年月日 | 年 月 日 | |
| 再 交 付 申 請 事 由 | | | |

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

収入証紙貼り付け欄

| |
|--|
| |
|--|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

(確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則の廃止)

2 確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則（平成十七年九月青森県公安委員会規則第十三号）は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に、確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則の規定によりした処分、手続、その他の行為は、この規則中の相当する規定によりした処分、手続、その他の行為とみなす。

青森県放置違反金の徴収等に関する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十三号

青森県放置違反金の徴収等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第五十一条の四第四項の規定に基づき青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が納付を命ずる放置違反金（以下「放置違反金」という。）の徴収並びに督促、滞納処分及び延滞金の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

(納付命令)

第二条 法第五十一条の四第五項に規定する納付命令は、放置違反金納付命令書（別記様式第一）により行うものとする。

2 前項の納付命令に係る納付の期限は、放置違反金納付命令書を発する日から起算して十五日目の日とする。

3 法第五十一条の四第十八項の規定による納付命令の公示送達は、放置違反金納付命令公示送達書（別記様式第二）により行うものとする。

4 前項の納付命令に係る納付の期限は、放置違反金納付命令公示送達書の送達があつたものとみなされる日から起算して十五日目の日とする。

たものとみなされる日から起算して十五日目の日とする。

(弁明の機会の付与)

第三条 法第五十一条の四第六項に規定する通知（以下「弁明通知」という。）は、弁明通知書（別記様式第三）により行うものとする。

2 前項の弁明通知に係る弁明書の提出期限は、弁明通知書を発する日から起算して十五日目の日とする。

3 法第五十一条の四第七項の規定による通知は、弁明通知公示送達書（別記様式第四）により行うものとする。

4 前項の通知に係る弁明書の提出期限は、弁明通知公示送達書の送達があつたものとみなされる日から起算して十五日目の日とする。

(仮納付金の返還)

第四条 法第五十一条の四第十二項に規定する納付をしないこととする通知は、仮納付金返還通知書（別記様式第五）により行うものとする。この場合において、公安委員会は、当該仮納付をした者から、仮納付金返還請求書（別記様式第六）の提出を受け、仮納付に係る金額を返還するものとする。

(督促)

第五条 法第五十一条の四第十三項に規定する督促は、納付の期限とした日の翌日から起算して三十日以内に督促状（別記様式第七）により行うものとする。

2 前項の督促により指定する納付すべき期限は、督促状を発した日から起算して十五日目の日とする。

3 法第五十一条の四第十八項の規定による督促の公示送達は、放置違反金督促公示送達書（別記様式第八）により行うものとする。

4 前項の督促により指定する納付すべき期限は、放置違反金督促公示送達書の送達があつたものとみなされる日から起算して十五日目の日とする。

(延滞金)

第六条 前条第一項の規定により督促状を発した場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該放置違反金の額に年十・七五パーセントの割合をもつて、納付すべき期限とした日の翌日から当該放置違反金を納付した日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

一 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

二 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住

所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額が千円未満であるときはその額を、延滞金額の額に千円未満の端数があるときはその端数の額は徴収しないものとする。

(滞納処分等)

第七条 公安委員会は、放置違反金及び延滞金（以下「放置違反金等」という。）の滞納処分及び現金収納に関する事務を、青森県警察職員のうちから指定した者に委任する。

2 前項の規定により委任を受けた職員は、放置違反金等の滞納処分及び現金収納の事務を行うときは、放置違反金徴収職員証（別記様式第九）を携帯し、関係者から請求のあるときは、これを提示しなければならない。

3 公安委員会は、放置違反金の滞納者について、第六条の規定による延滞金が発生したときは、催促状（別記様式第十）により催促するものとする。

4 前項の催促により指定する納付すべき期限は、催促状を発した日から起算して十五日の日とする。

5 公安委員会は、放置違反金の滞納者が前項の納付すべき期限までに当該放置違反金等の納付を終了しないときは、前項の納付すべき期限とした日の翌日から起算して三十日以内に滞納処分に着手するものとする。

(納付命令の取消し及び還付)

第八条 法第五十一条の四第十六項に規定する納付命令の取消し及び同条第十七項に規定する還付は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（別記様式第十一）により行うものとする。

2 前項の場合において、既に放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、放置違反金等の還付を受けようとする者から、放置違反金還付請求書（別記様式第十二）の提出を受け、放置違反金等を返還するものとする。

(放置違反金等の納入の通知)

第九条 納入の通知は、原則として、第一条に係るものは別記様式第十三、第三条に係るものは別記様式第十四、第五条に係るものは別記様式第十五、第七条第三項及

び第四項に係るものは別記様式第十六による。ただし、これにより難い場合は、払込取扱票（別記様式第十七）によるものとする。

(公示送達)

第十条 法第五十一条の四第七項の規定による通知及び同条第十八項の規定による公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示して行う。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

別記様式第3 (第3条関係)

(表)

第 年 月 日

弁 明 通 知 書

慶

青森県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会を下記のとおり行いますので通知します。なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| この弁明通知書の番号 | 第 号 |
| 弁明の件名 | 放置違反金の納付命令に関する件 (第 号) |
| 予定される納付内容 | 金 円 の放置違反金の納付命令 |
| 根拠となる法令 | 道路交通法第51条の4第4項 |
| 納付命令の理由となる事実 | あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。 ○ 違反日時 ○ 違反場所 ○ 違反車両番号 ○ 違反態様 |
| 弁明書の提出先 | |
| 弁明書の提出期限 | 年 月 日必着 |
| 備考 | した者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付を所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けられません。 |

弁明の機会の付与に際しての留意事項等は裏面のとおりです。

(裏)

1 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- (2) 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。
なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めるときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第51条の4第10項)、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと思われる場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金額は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。

3 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、同封された納付金融機関一覧に記載された金融機関です。仮納付するときは、同封の仮納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。仮納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。なお、分納はできません。
- (3) 納付命令の公示場所
青森県公安委員会の掲示板(青森県青森市新町2丁目3番1号所在)
- (4) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(3)の掲示板に掲示することにより行います。

<車検拒否制度に関するお知らせ>

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

<車両の使用制限命令に関するお知らせ>
同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

| |
|-------|
| 照 会 先 |
|-------|

別記様式第 5 (第 4 条関係)

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| | 第 年 月 日 号 |
| <p>返納付金返還通知書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">青森県公安委員会 印</p> | |
| <p>あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件(第(第 号)」については、下記の原因により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第 51 条の 4 第 1 2 項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、同請求書裏面の記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | |
| 理 由 | |
| 金 額 | 円 |

別記様式第 6 (第 4 条関係)

(表)

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| | 返納付金返還請求書 年 月 日 |
| <p>青森県警察本部長 殿</p> <p>郵便番号 -</p> <p>住所 _____</p> <p>電話 (_____) _____</p> <p>氏名 _____ 印</p> | |
| <p>上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込の取扱いをされた < 請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 振込先金融機関店舗名 _____ 銀行 _____ 支店 金融機関コード _____</p> <p>2 振込口座(カタカナ) _____ (普通・当座) 口座番号 _____</p> | |
| 金 額 | 円 |

備考 住所は郵便物が届くように詳しく記入し、電話番号は携帯電話等日中に連絡がとれる番号を記入してください。

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

1 住所、氏名、電話番号を記入し、押印してください。
住所は郵便物が届くよう詳しく記入し、電話番号は携帯電話等日中に連絡がとれる番号を記入してください。

2 振込先金融機関店舗名

(1) 振込先金融機関店舗名 (郵便貯金に振り込むことはできません。)

金融機関名とその支店名を正確に記入してください。

(2) 振込口座 (普通預金又は当座預金を指定してください。) 及び口座番号を記入してください (請求者ご本人の口座に限りです)。
手続を済ませ次第、「振込通知書」をお送りします。

3 照 会 先

Blank area for address and bank information.

別記様式第7 (第5条関係)

第 年 月 日 号

殿

青森県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限 (年 月 日) を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。
指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分等の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

| | | | |
|--------|----------|-------|-----|
| 年 度 | 弁明通知書の番号 | 放置違反金 | 延滞金 |
| | 号 | 円 | 円 |
| 指定納付期限 | 年 月 日まで | | |
| 納付場所 | | | |

1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に青森県公安委員会に対し、異議申立てをすることができます (なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります)。

2 処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として (訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。) 提起しなければなりません (なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
注2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注3 延滞金について

納付の期限までに放置違反金を納付しないときは、納付の期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- (1) 延滞金額は、放置違反金額について、年10.75パーセントの割合で計算します。
- (2) (1)により計算した延滞金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

照 会 先

| |
|--|
| |
|--|

別記様式第 1 0 (第 7 条関係)

第 年 月 日 号

殿

催 足 状

青森県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 3 項の規定により、督促状を發しましたが、その納付期限 (年 月 日) を経過しても未だ納付されていません。下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。なお、完納された後、この催促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

| | | | |
|--------|----------|-------|-----|
| 年度 | 弁明通知書の番号 | 放置違反金 | 延滞金 |
| | 号 | 円 | 円 |
| 指定納付期限 | 年 月 日まで | | |
| 納付場所 | | | |

注 1 上記の放置違反等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
注 2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。
なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
注 3 延滞金について
納付の期限までに放置違反金を納付しないときは、納付の期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。
(1) 延滞金額は、放置違反金額について、年 10. 75 パーセントの割合で計算します。
(2) (1) により計算した延滞金額に 1, 000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1, 000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

照 会 先

別記様式第 1 1 (第 8 条関係)

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消 (兼) 還付通知書

殿

青森県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 7 項の規定により通知します。
また、既に当該放置違反金が納付されているときは、下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を同請求書裏面の記載要領に従って記入のうえ、返信用封筒で早急に返送してください。

| | |
|-----|---|
| 理 由 | |
| 金 額 | 円 |